

教育課程

本校は、知的障害者、肢体不自由者である児童生徒を教育する特別支援学校である。障害の多様化・重度化に伴い、教育的ニーズに応じた指導内容、方法の個別化など一人一人に応じた教育の実現が求められている。

そこで、本校の教育課程においては、関係する法令及び各指導要領の方針等を踏まえ、教育課程を以下のように編成する。

課 程		教 育 内 容
A 課 程 (肢体不自由)		小学校、中学校、高等学校の当該学年に準じた教育内容で編成
B 課 程 (肢体不自由)		当該学年の下学年の教育内容を代替して編成
C 課 程 (知的障害)		「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」「特別支援学校 高等部学習指導要領」の知的障害者である児童生徒に対する教育内容で編成
D 課程 (重複障害)	I	小・中学部においては、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」第1章第2節第5の2，高等部においては、「特別支援学校 高等部学習指導要領」第1章第2節第6款の2の各々に基づく教育内容で編成
	II	小・中学部においては、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」第1章第2節第5の3，高等部においては、「特別支援学校 高等部学習指導要領」第1章第2節第6款の3の各々に基づく教育内容で編成
E 課 程 (訪問教育)		通学して教育を受けることが困難な小・中学部及び高等部の児童生徒について、障害の程度によってA～D課程の教育内容の中から指導の形態を選択した教育内容で編成